

行政文書不開示決定処分取消請求事件等について

このことについて、訴訟提起4件(行政文書不開示決定処分取消請求事件2件、自己情報不開示決定処分取消請求事件2件)及び判決言渡4件(自己情報不開示決定処分取消請求事件4件)がありましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成24年4月16日

教 職 員 課

平成24年4月16日
教 職 員 課

自己情報不開示決定処分取消請求事件について

このことについて、平成24年3月9日付けで名古屋地方裁判所に自己情報不開示決定処分取消請求事件が提起されましたので（3月21日訴状送達）、報告します。

1 当事者

原告 安城市在住の県民

被告 愛知県（処分行政庁 愛知県教育委員会）

2 請求の趣旨

- (1) 愛知県教育委員会が原告の平成24年2月22日付け自己情報開示請求に対してなした平成24年3月7日付け23春養第1182号の自己情報不開示決定処分を取り消す。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 事案の概要

【開示請求の内容】

春日台養護学校に対して、

裁判書類一式 H21年度～H23年度

【不開示決定の理由】

開示請求に係る保有個人情報を作成又は取得していないため。

【原告の主張】

開示請求した「裁判書類一式」には、開示請求文書、補正依頼文書、開示決定等の文書、訴状、答弁書、準備書面、陳述書等が含まれる。

原告は、春日台養護学校に係る訴訟を既に5件提起している。訴訟の前提となる原告の開示請求に対する処分は、春日台養護学校長の専決によってなされたものであるから、本件自己情報開示請求に係る文書を、春日台養護学校は作成又は取得している。

したがって、本件不開示決定は取り消されるべきである。

4 第1回口頭弁論期日

平成24年4月18日(水) 午後3時

自己情報不開示決定処分取消請求事件について

このことについて、平成24年3月12日付けで名古屋地方裁判所に自己情報不開示決定処分取消請求事件が提起されましたので（3月21日訴状送達）、報告します。

1 当事者

原告 安城市在住の県民

被告 愛知県（処分行政庁 愛知県教育委員会）

2 請求の趣旨

- (1) 愛知県教育委員会が原告の平成24年2月22日付け自己情報開示請求に対してなした平成24年3月7日付け23春養第1186号の自己情報不開示決定処分を取り消す。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 事案の概要

【開示請求の内容】

春日台養護学校に対して、

情報公開やりとりが記載されている文書 H19年度～H23年度

【不開示決定の理由】

開示請求に係る保有個人情報を作成又は取得していないため。

【原告の主張】

愛知県教育委員会は、別の訴訟事件において、収集した原告の言動、特に開示請求時の言動を根拠として、原告の開示請求は権利の濫用であると主張した。

そして、愛知県教育委員会は、権利の濫用の根拠となる原告の開示請求時の言動が記載されている文書を、春日台養護学校へ送付した。

したがって、本件不開示決定は取り消されるべきである。

4 第1回口頭弁論期日

平成24年4月18日(水) 午後3時

平成24年4月16日
教 職 員 課

行政文書不開示決定処分取消請求事件について

このことについて、平成24年3月16日付けで名古屋地方裁判所に行政文書不開示決定処分取消請求事件が提起されましたので（3月23日訴状送達）、報告します。

1 当事者

原告 安城市在住の県民

被告 愛知県（処分行政庁 愛知県教育委員会）

2 請求の趣旨

- (1) 愛知県教育委員会が原告の平成24年1月6日付け行政文書開示請求に対してなした平成24年1月17日付け23時高第185号の行政文書不開示決定処分を取り消す。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 事案の概要

【開示請求の内容】

時習館高校に対する開示請求

平成23年度 発達障害者支援法上の発達障害児に対する個別の教育支援計画、個別の指導計画

【不開示決定の理由】

行政文書があるかないかを答えるだけで、個人情報を開示することとなるため、開示請求に係る行政文書があるともないとも答えることができない。（存否応答拒否）

【原告の主張】

原告は、厚生労働省に対して、発達障害者支援法上の発達障害(者)の定義について照会し、無いとの回答を得た。また、文部科学省に対しても同じ照会をし、存在しないとの合意書を得た。

発達障害者支援法を管轄する厚生労働省と文部科学省の見解からして、愛知県教育委員会の立場からも、発達障害者支援法上の発達障害児は存在しないというべきである。

したがって、発達障害者支援法上の定義が存在することを前提とする愛知県教育委員会の本件不開示決定は、法の解釈を誤っており、違法であり、取り消されるべきである。

4 第1回口頭弁論期日

平成24年5月28日(月) 午前10時15分

平成24年4月16日
教 職 員 課

行政文書不開示決定処分取消請求事件について

このことについて、平成24年3月14日付けで名古屋地方裁判所に行政文書不開示決定処分取消請求事件が提起されましたので（3月26日訴状送達）、報告します。

1 当事者

原告 安城市在住の県民
被告 愛知県（処分行政庁 愛知県教育委員会）

2 請求の趣旨

- (1) 愛知県教育委員会が原告の平成24年1月6日付け行政文書開示請求に対してなした平成24年1月17日付け23時高第186号の行政文書不開示決定処分を取り消す。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 事案の概要

【開示請求の内容】

時習館高校に対する開示請求
発達障害と医学診断する医療機関名が記載されている文書

【不開示決定の理由】

行政文書があるかないかを答えるだけで、個人情報を開示することとなるため、開示請求に係る行政文書があるともないとも答えることができない。（存否応答拒否）

【原告の主張】

原告は、厚生労働省と文部科学省に対して、発達障害者支援法上の発達障害（者）の定義の有無及び発達障害と医学診断する医療機関名が記載されている文書について照会し、どちらについても無いとの回答を得た。

したがって、法律上の発達障害者の定義はないから、法律の定義に該当する個人が存在するとはいえない。

よって、本件開示請求に係る文書が存在すると回答しても、時習館高等学校に在籍する生徒が発達障害者支援法条の発達障害を有するというにはならないから、開示請求に係る文書が存在するとの開示決定をすることができる。

4 第1回口頭弁論期日

平成24年5月28日(月) 午前10時15分

自己情報不開示決定処分取消請求事件について

このことについて、平成24年3月29日(木)、名古屋地方裁判所において、県勝訴の判決が言い渡されましたので、報告します。

1 当事者

原告 安城市在住の県民

被告 愛知県 (処分行政庁 愛知県教育委員会)

2 事案の概要

原告が、岡崎聾学校に対して、原告本人との面談記録(平成21年度～平成22年度)を自己情報開示請求し、対象文書の不存在を理由に不開示決定された。これに対して、原告が、本件開示請求に係る対象文書は存在していると主張して、本件不開示決定の取消しを求めて提訴してきたもの。

3 判決の概要

自己情報開示請求の対象となる「保有個人情報」は、「行政文書」に記録されているものに限られる。

原告と応対した岡崎聾学校教頭は、その内容を個人の手帳に記録したり、メモをとったりして、校長等へ口頭で報告したことはあるが、当該メモを学校の共通資料とする措置は講じられていない。

また、原告は、岡崎聾学校教頭が、原告の言動を特別支援教育課へ電子メールで報告しているから、保存されているメールが行政文書であると主張するが、本件全証拠によっても当該主張に係る事実は認められず、原告の主張は失当である。

これらの点から、県教委は本件開示請求に係る保有個人情報を保有しているとはいえないから、本件不開示決定は適法である。

4 控訴期限

平成24年4月19日(木)

自己情報不開示決定処分取消請求事件について

このことについて、平成24年3月29日(木)、名古屋地方裁判所において、県勝訴の判決が言い渡されましたので、報告します。

1 当事者

原告 安城市在住の県民

被告 愛知県(処分行政庁 愛知県教育委員会)

2 事案の概要

原告が、県立学校に対して、原告との面談記録を録音した電子データ、文書化したもの(平成19年度～平成22年度)を自己情報開示請求し、対象文書の不存在を理由に不開示決定された。これに対して、原告が、豊川養護学校分について、本件開示請求に係る対象文書は存在していると主張して、本件不開示決定の取消しを求めて提訴してきたもの。

3 判決の概要

自己情報開示請求の対象となる「保有個人情報」は、「行政文書」に記録されているものに限られる。

原告と応対した豊川養護学校教頭は、その内容をICレコーダーに録音したり、電子データを作成して特別支援教育課の職員へ送信したことはあるが、校長の了解は得ておらず、それらの録音データや電子データは既に消去され、保存されていない。

したがって、豊川養護学校は本件開示請求に係る保有個人情報を保有しているとはいえないから、本件不開示決定は適法である。

4 控訴期限

平成24年4月19日(木)

平成24年4月16日

教 職 員 課

自己情報不開示決定処分取消請求事件について

このことについて、平成24年3月29日(木)、名古屋地方裁判所において、県勝訴の判決が言い渡されましたので、報告します。

1 当事者

原告 安城市在住の県民

被告 愛知県(処分行政庁 愛知県教育委員会)

2 事案の概要

原告が、特別支援教育課に対して、特別支援学校から入手した原告の発言内容という事実だけを記載した文書(電子データを含む。平成19年度～平成22年度)を自己情報開示請求し、対象文書の不存在を理由に不開示決定された。これに対して、原告が、本件開示請求に係る対象文書は存在していると主張して、本件不開示決定の取消しを求めて提訴してきたもの。

3 判決の概要

自己情報開示請求の対象となる「保有個人情報」は、「行政文書」に記録されているものに限られる。

特別支援教育課の職員は、原告の言動に係る情報について、特別支援学校の職員から電子メールで連絡を受けたり、電話連絡を受けてメモ用紙等に記録したりした。

しかし、これらの電子メールやメモ等は、特別支援教育課の当該職員の判断によって削除、廃棄されている。

したがって、愛知県教育委員会は、本件開示請求に係る保有個人情報を保有しているとはいえないから、本件不開示決定は適法である。

4 控訴期限

平成24年4月19日(木)

平成24年4月16日
教 職 員 課

自己情報不開示決定処分取消請求事件について

このことについて、平成24年3月29日(木)、名古屋地方裁判所において、県勝訴の判決が言い渡されましたので、報告します。

1 当事者

原告 安城市在住の県民

被告 愛知県 (処分行政庁 愛知県教育委員会)

2 事案の概要

原告が、特別支援教育課の特定の職員が作成した陳述書に記載された内容について、原告との面談記録(平成19年度～平成21年度)を自己情報開示請求し、対象文書の不存在を理由に不開示決定された。これに対して、原告が、本件開示請求に係る対象文書は存在していると主張して、本件不開示決定の取消しを求めて提訴してきたもの。

3 判決の概要

自己情報開示請求の対象となる「保有個人情報」は、「行政文書」に記録されているものに限られる。

原告に対応した特別支援教育課の職員が、原告の言動を記録した行政文書を作成した事実は認められない。

また、当該職員や特別支援学校の職員が、原告の言動について総務課の職員へ連絡し、その職員が整理した電子データはあるが、当該データは、本件開示請求に係る原告との面談記録そのものにはあたらない。

したがって、愛知県教育委員会は、本件開示請求に係る保有個人情報を保有しているとはいえないから、本件不開示決定は適法である。

4 控訴期限

平成24年4月19日(木)